

測量等有資格業者に係る資格審査基準および総合点数の算定要領

(趣旨)

第1条 秋田市測量等入札制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条および第6条第2項の規定に基づき資格審査および総合点数の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 実施要綱第5条の資格審査は、別表1に定める要件により行うものとする。ただし、実施要綱第2条第7号については、第1号から第6号に該当しない者のうち、測量、設計およびこれらに準ずる業務の入札に係る業種と認められる者とする。

(総合点数)

第3条 実施要綱第6条第2項の総合点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 実施要綱第6条第2項第1号に掲げる項目（以下「業種別年間平均実績高」という。）の点数は、業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- (2) 実施要綱第6条第2項第2号に掲げる項目（以下「自己資本額」という。）の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表3において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表3の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 実施要綱第6条第2項第3号に掲げる項目の点数は、別表4の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表5において「合計数値」という。）に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
- (4) 実施要綱第6条第2項第4号に掲げる項目（以下、「営業年数」という。）の点数は、営業年数に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。
- (5) 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算式

$$A \times 3 + B + C \times 5 + D$$

この式においてA、B、CおよびDは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第1号の規定による点数
- B 第2号の規定による点数
- C 第3号の規定による点数
- D 第4号の規定による点数

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行し、平成9年5月1日以降に行う指名業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、平成16年12月13日から施行し、平成17年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、平成17年12月16日から施行し、平成18年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、平成21年12月9日から施行し、平成22年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、平成24年12月3日から施行し、平成25年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行し、同年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

別表1 (第2条関係)

業 種	業務内容	資 格 審 査 要 件
測量業務	基本測量 公共測量 基本測量及び公共測量 以外の測量 その他の測量	<ol style="list-style-type: none"> 1 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けていること 2 公共測量を希望する者にあつては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）を有していること
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般 構造 耐震診断 耐力度測定	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていること 2 構造を希望する者にあつては、過去10年以内に公共建築物に関する構造設計を行った実績を有すること 3 耐震診断を希望する者にあつては、1級建築士のうち一般社団法人文教施設協会又は一般財団法人日本建築防災協会が行う耐震診断の講習会受講者である有資格者を有していること 4 教育施設等の耐力度測定を希望する者にあつては、1級建築士のうち一般社団法人文教施設協会が行う耐力度測定の講習会受講者である有資格者を有していること
土木関係建設 コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、部門の登録を受けていること

	施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていること
地質調査業務		地質業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録を受けていること
補償関係 コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償	1 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定により、部門の登録を受けていること 2 登録部門において、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士を1名以上有していること
	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていること
	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定による登録を受けていること
	司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定による登録を受けていること
下水道管等 清掃業務		1 必要機材（高圧洗浄車・汚泥吸引車）を所有していること 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第76条に規定されている技能講習を修了した酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を有していること 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業許可を秋田市および処分地の所在地において受けていること

別表2（第3条関係）

年間平均実績高	点数
2億円以上	30
1億円以上 2億円未満	25
5千万円以上 1億円未満	20
1千万円以上 5千万円未満	15
1千万円未満	10

別表3（第3条関係）

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	25
5未満	20

別表4（第3条関係）

業種区分	有資格者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）

別表5（第3条関係）

合計数値	点数
110～	30
65～109	25
40～64	20
15～39	15
～14	10

別表6（第3条関係）

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10